



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年6月25日金曜日 第1569号

## ◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 695

## 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 695

土地改良区の定款変更の認可（6件）..... 697

漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）..... 697

道路の区域変更（県道伊予松山港線）..... 697

道路の供用開始（"）..... 698

道路の区域変更（県道中島環状線）..... 698

道路の供用開始（"）..... 698

道路の区域変更（一般国道320号）..... 698

道路の供用開始（"）..... 698

道路の区域変更（一般国道320号）..... 699

道路の供用開始（"）..... 699

道路の区域変更（一般国道320号）..... 699

道路の供用開始（"）..... 699

道路の区域変更（県道節安下鍵山線）..... 699

道路の供用開始（"）..... 699

開発行為に関する工事の完了..... 700

道路の位置の指定..... 700

愛媛県証紙売りさばき人の指定..... 700

愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し..... 700

愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更..... 700

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）..... 704

争議行為の通知の公表..... 704

## 雑 報

裁決手続開始の決定の公告（8件）..... 704

## 規 則

### ○愛媛県規則第40号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

様式第12号別記〔注意事項〕4中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。

様式第13号の2（表）中

「 地方公務員災害補償  
障害の現状報告書（障害補償年金）を  
（表） 」

「 地方公務員災害補償  
障害の現状報告書（障害補償年金）」に改め、同様式（裏  
）を削る。  
様式第19号福祉事業記録簿1号紙中

在宅介護を行う介護人の派遣				
介護用機器				

を

「 在宅介護を行う介護人の派遣  
」に改める。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則様式第19号の規定は、この規則の施行の日以後に備える災害補償記録簿及び福祉事業記録簿について適用し、同日前に備えた災害補償記録簿及び福祉事業記録簿については、なお従前の例による。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1373号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び伊方町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
四国電力株式会社  
香川県高松市丸の内2番5号  
取締役社長 大西淳
- 事業場の名称及び所在地  
四国電力株式会社伊方発電所  
西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3
- 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第74号 特定事業場から排出される水の処理施設
特定施設の能力	1日当たり3,600立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	許可後直ちに
使用開始の予定年月日	許可後直ちに

特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.26 最大 15
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11.25 最大 40
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.66 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,065 最大 2,845	

4 汚水等の処理施設に関する事項

3号機総合排水処理装置

設 置 年 月 日	平成4年8月24日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理+物理処理+化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	生物処理+物理処理+化学処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	幅 63.4メートル 奥行 36.0メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり3,600立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	生物膜ろ過+砂ろ過+ph調整		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~9.8 最大 5.8~9.8	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 94 最大 95	通常 6.25 最大 15
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 33 最大 33	通常 15 最大 20

	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 27 最大 45	通常 11.25 最大 40
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1	通常 0.66 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1,065 最大 2,845	通常 1,065 最大 2,845

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 1、2号機放水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.8~8.3 最大 7.8~8.3
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 2.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3未満 最大 3未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.4
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.04
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 6,533,313 最大 6,533,865

(2) 3号機放水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.8~8.3 最大 7.8~8.3
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 2.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3未満 最大 3未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.4
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.04
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 5,617,065 最大 5,618,845

(3) No.12排水口(新設)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.8~8.3 最大 7.8~8.3
------------	---------------	--------------------------

化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 1.5 最大 2.0
浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3未満 最大 3未満
窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.2 最大 0.4
りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.02 最大 0.04
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 188 最大 188

備考 その他に雨水排水口が12ヶ所ある。

○愛媛県告示第1374号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、川之江市土地改良区(新名称・四国中央市川之江地区土地改良区)の定款の変更を認可した。

平成16年 6月25日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1375号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、伊予三島市寒川町土地改良区(新名称・四国中央市寒川町土地改良区)の定款の変更を認可した。

平成16年 6月25日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1376号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、伊予三島市豊岡町土地改良区(新名称・四国中央市豊岡町土地改良区)の定款の変更を認可した。

平成16年 6月25日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1377号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定

○愛媛県告示第1382号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 6月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町1876番4から 同町1876番8まで	旧	メートル 7.3~14.3	キロメートル 0.042	
			新	10.3~14.3	0.042	

により、伊予三島市中央土地改良区(新名称・四国中央市三島中央土地改良区)の定款の変更を認可した。

平成16年 6月25日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1378号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、伊予三島市富郷町土地改良区(新名称・四国中央市富郷町土地改良区)の定款の変更を認可した。

平成16年 6月25日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1379号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、伊予三島市松柏土地改良区(新名称・四国中央市松柏土地改良区)の定款の変更を認可した。

平成16年 6月25日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1380号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成16年 6月25日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成16年 6月25日から 7月8日まで

○愛媛県告示第1381号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成16年 6月25日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成16年 6月25日から 7月8日まで

## ○愛媛県告示第1383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	伊予松山港線	松山市南吉田町1876番4から 同町1876番8まで	平成16年6月25日

## ○愛媛県告示第1384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	中島環状線	温泉郡中島町大字熊田甲713番3地先から 同大字甲712番4地先まで	旧	メートル 5.8～8.9	キロメートル 0.035	
			新	4.5～8.9 5.8～8.9	0.035 0.035	
"	"	温泉郡中島町大字熊田甲712番4地先から 同大字甲503番1地先まで	旧	4.5～8.9	0.233	
			新	8.0～14.5	0.233	

## ○愛媛県告示第1385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	中島環状線	温泉郡中島町大字熊田甲713番3地先から 同大字甲712番4地先まで	平成16年6月25日

## ○愛媛県告示第1386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	320号	北宇和郡広見町大字奈良3314番4から 同大字3316番3まで	旧	メートル 17.4～24.8	キロメートル 0.062	
			新	18.8～28.9	0.062	

## ○愛媛県告示第1387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	320号	北宇和郡広見町大字奈良3314番 4 から 同大字3316番 3 まで	平成16年 6月25日

## ○愛媛県告示第1388号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	320号	北宇和郡広見町大字下大野3601番 4 から 同大字3601番 5 まで	旧	メートル 16.5～24.0	キロメートル 0.040	
			新	22.0～26.1	0.040	

## ○愛媛県告示第1389号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	320号	北宇和郡広見町大字下大野3601番 4 から 同大字3601番 5 まで	平成16年 6月25日

## ○愛媛県告示第1390号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡日吉村大字父野川上1291番 2 から 同大字1294番 1 地先まで	旧	メートル 4.2～20.8	キロメートル 0.118	
			新	6.5～29.3	0.118	

## ○愛媛県告示第1391号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡日吉村大字父野川上1291番 2 から 同大字1294番 1 地先まで	平成16年 6月25日

○愛媛県告示第1392号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16松局伊土検（開）第13号 平成16年6月15日	伊予郡松前町大字横田字中窪469番2及び476番3	伊予郡松前町大字横田470番地 山崎 菊夫
16字局建（開）第3号 平成16年6月16日	北宇和郡津島町大字上畑地字長田甲117番1並びに同郡同町大字上畑地字高槌甲476番1、甲476番3、甲476番5、甲477番1、甲477番2、甲478番1、甲479番1、甲479番2、甲479番3、甲479番4、甲480番1、甲485番1、甲486番1、甲486番2、甲487番、甲488番、甲498番1、甲499番1及び甲500番2並びに同郡同町大字上畑地字梶京甲489番1、甲490番、甲491番3及び甲491番4並びに同郡同町大字上畑地字長槌甲505番6及び甲508番6	津島町岩松甲471番地 津島町長 曾根 貞義

○愛媛県告示第1393号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 大洲市東若宮11番8
- 2 申請人の住所氏名  
大阪市北区大淀中一丁目1番88号  
積水ハウス株式会社  
代表取締役 和田 勇
- 3 図面省略

1 道路の位置

○愛媛県告示第1394号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
四第1号	四国中央市三島中央5丁目5番地33号	高橋 洋	四国中央市三島中央5丁目5番地33号	平成16年4月1日
西予第1号	西予市宇和町卯之町3丁目434番地1	西予市	西予市城川町下相945番地 西予市城川総合支所	平成16年4月28日

○愛媛県告示第1395号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
三第7号	四国中央市新宮町新宮461番地	四国中央市新宮総合支所	四国中央市新宮町新宮461番地 四国中央市新宮総合支所	平成16年4月1日
三第28号	伊予三島市中央5丁目5番33号	高橋 美津子	伊予三島市中央5丁目5番33号	平成16年3月31日
城川第1号	西予市宇和町卯之町3丁目435番地2	東宇和農業協同組合	西予市城川町下相945番地 東宇和農業協同組合城川支所	平成16年4月27日

○愛媛県告示第1396号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年月日
	住 所	氏名又は名称	新	旧	
三第 2号	四国中央市三島金子2丁目4 番23号	うま農業協同組合	売りさばき人 四国中央市三島金子2丁目4番23 号 うま農業協同組合 売りさばき所 四国中央市金生町2250番地2 うま農業協同組合金生町支店	売りさばき人 伊予三島市金子2丁目4番23号 うま農業協同組合 売りさばき所 川之江市金生町2250番地2 うま農業協同組合金生町支店	平成16年 4月1日
西第 23号	四国中央市川之江町4087番地 30	宇摩自動車教習所	売りさばき人 四国中央市川之江町4087番地30 宇摩自動車教習所 売りさばき所 四国中央市川之江町4087番地30	売りさばき人 川之江市川之江町4087番地30 宇摩自動車教習所 売りさばき所 川之江市川之江町4087番地30	平成16年 4月1日
三第 24号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 四国中央市川之江町神ノ木1856番 地7 伊予銀行川之江支店	売りさばき所 川之江市川之江町神ノ木1856番地 7 伊予銀行川之江支店	平成16年 4月1日
川之 江第 1号	四国中央市三島金子2丁目4 番23号	うま農業協同組合	売りさばき人 四国中央市三島金子2丁目4番23 号 うま農業協同組合 売りさばき所 四国中央市妻鳥町1121番地 うま農業協同組合川之江中央支店	売りさばき人 伊予三島市金子2丁目4番23号 うま農業協同組合 売りさばき所 川之江市妻鳥町1121番地 うま農業協同組合川之江中央支店	平成16年 4月1日
川之 江第 2号	四国中央市三島金子2丁目4 番23号	うま農業協同組合	売りさばき人 四国中央市三島金子2丁目4番23 号 うま農業協同組合 売りさばき所 四国中央市川之江町4064番地 うま農業協同組合川之江支店	売りさばき人 伊予三島市金子2丁目4番23号 うま農業協同組合 売りさばき所 川之江市川之江町4064番地 うま農業協同組合川之江支店	平成16年 4月1日
川之 江第 6号	四国中央市三島金子2丁目4 番23号	うま農業協同組合	売りさばき人 四国中央市三島金子2丁目4番23 号 うま農業協同組合 売りさばき所 四国中央市川滝町下山1873番地の 1 うま農業協同組合川滝支店	売りさばき人 伊予三島市金子2丁目4番23号 うま農業協同組合 売りさばき所 川之江市川滝町下山1873番地の1 うま農業協同組合川滝支店	平成16年 4月1日
三第 10号	四国中央市三島中央5丁目4 番20	社団法人宇摩交通安全協会	売りさばき人 四国中央市三島中央5丁目4番20 社団法人宇摩交通安全協会 売りさばき所 四国中央市三島中央5丁目4番20 三島警察署内	売りさばき人 伊予三島市中央5丁目4番20 社団法人宇摩交通安全協会 売りさばき所 伊予三島市中央5丁目4番20 三島警察署内	平成16年 4月1日
三第 12号	四国中央市三島金子2丁目4 番23号	うま農業協同組合	売りさばき人 四国中央市三島金子2丁目4番23 号 うま農業協同組合 売りさばき所 四国中央市豊岡町大町1856番地 うま農業協同組合Aコープとよお か	売りさばき人 伊予三島市金子2丁目4番23号 うま農業協同組合 売りさばき所 伊予三島市豊岡町大町1856番地 うま農業協同組合Aコープとよお か	平成16年 4月1日
三第 21号	四国中央市三島宮川4丁目6 番55号	四国中央市	売りさばき人 四国中央市 売りさばき所 四国中央市金砂町平野山232番地 四国中央市嶺南支所	売りさばき人 伊予三島市 売りさばき所 伊予三島市金砂支所	平成16年 4月1日
三第 22号	四国中央市三島宮川4丁目6 番53号	宇摩食品衛生協会	売りさばき人 四国中央市三島宮川4丁目6番53 号	売りさばき人 伊予三島市宮川4丁目6番53号 宇摩食品衛生協会	平成16年 4月1日

			宇摩食品衛生協会 売りさばき所 四国中央市三島宮川4丁目6番53号 四国中央保健所内	売りさばき所 伊予三島市宮川4丁目6番53号 伊予三島保健所内	
三第23号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 四国中央市三島中央1丁目5番16号 伊予銀行三島支店	売りさばき所 伊予三島市中央1丁目5番16号 伊予銀行三島支店	平成16年 4月1日
三第25号	四国中央市具定町660番地	東予交通株式会社	売りさばき人 四国中央市具定町660番地 東予交通株式会社 売りさばき所 四国中央市具定町660番地	売りさばき人 伊予三島市具定町660番地 東予交通株式会社 売りさばき所 伊予三島市具定町660番地	平成16年 4月1日
三第27号	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	伊予三島商工会議所	売りさばき人 四国中央市三島宮川4丁目6番55号 伊予三島商工会議所 売りさばき所 四国中央市三島宮川4丁目6番55号	売りさばき人 伊予三島市宮川4丁目6番55号 伊予三島商工会議所 売りさばき所 伊予三島市宮川4丁目6番55号	平成16年 4月1日
三第29号	四国中央市三島中央2丁目3番1号	株式会社ミヤザキ	売りさばき人 四国中央市三島中央2丁目3番1号 株式会社ミヤザキ 売りさばき所 四国中央市三島中央2丁目3番1号	売りさばき人 伊予三島市中央2丁目3番1号 株式会社ミヤザキ 売りさばき所 伊予三島市中央2丁目3番1号	平成16年 4月1日
三第7号	四国中央市新宮町新宮461番地	四国中央市新宮総合支所	売りさばき人 四国中央市新宮総合支所 売りさばき所 四国中央市新宮町新宮461番地	売りさばき人 宇摩郡新宮村 売りさばき所 同村役場	平成16年 4月1日
三第26号	四国中央市三島金子2丁目4番23号	うま農業協同組合	売りさばき人 四国中央市三島金子2丁目4番23号 うま農業協同組合 売りさばき所 四国中央市土居町中村1097番地 うま農業協同組合土居町中央支店	売りさばき人 伊予三島市金子2丁目4番23号 うま農業協同組合 売りさばき所 宇摩郡土居町大字中村1097番地 うま農業協同組合土居町中央支店	平成16年 4月1日
八第6号	西予市宇和町卯之町3丁目4番地1	西予市	売りさばき人 西予市 売りさばき所 西予市三瓶総合支所	売りさばき人 西宇和郡三瓶町 売りさばき所 同町役場	平成16年 4月1日
八第21号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 西予市三瓶町朝立1番耕地548番地第6 伊予銀行三瓶支店	売りさばき所 西宇和郡三瓶町大字朝立1番耕地548番地第6 伊予銀行三瓶支店	平成16年 4月1日
宇和第4号	西予市宇和町卯之町3丁目4番地1	西予市	売りさばき人 西予市 売りさばき所 西予市明浜総合支所	売りさばき人 東宇和郡明浜町 売りさばき所 同町役場	平成16年 4月1日
宇和第15号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 西予市明浜町高山甲1470番地 伊予銀行高山支店	売りさばき所 東宇和郡明浜町大字高山甲1470番地 伊予銀行高山支店	平成16年 4月1日
宇和第1号	西予市宇和町卯之町3丁目4番地1	西予市	売りさばき人 西予市 売りさばき所 西予市役所	売りさばき人 東宇和郡宇和町 売りさばき所 同町役場	平成16年 4月1日
宇和第7号	西予市宇和町卯之町4丁目45番地	宇和地区食品衛生協会	売りさばき人 西予市宇和町卯之町4丁目445番地 宇和地区食品衛生協会 売りさばき所	売りさばき人 東宇和郡宇和町大字卯之町4丁目445番地 宇和地区食品衛生協会 売りさばき所	平成16年 4月1日

			西予市宇和町卯之町4丁目445番地 八幡浜中央保健所宇和支所内	東宇和郡宇和町大字卯之町4丁目445番地 八幡浜中央保健所宇和支所内	
宇和 第11 号	西予市宇和町卯之町4丁目659番地	宇和交通安全協会	売りさばき人 西予市宇和町卯之町4丁目659番地 宇和交通安全協会 売りさばき所 西予市宇和町卯之町4丁目659番地 宇和警察署内	売りさばき人 東宇和郡宇和町大字卯之町4丁目659番地 宇和交通安全協会 売りさばき所 東宇和郡宇和町大字卯之町4丁目659番地 宇和警察署内	平成16年 4月1日
宇和 第13 号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 西予市宇和町卯之町3丁目296番地 伊予銀行卯之町支店	売りさばき所 東宇和郡宇和町大字卯之町3丁目296番地 伊予銀行卯之町支店	平成16年 4月1日
宇和 第16 号	西予市宇和町上松葉420番地	宇和自動車教習所	売りさばき人 西予市宇和町上松葉420番地 宇和自動車教習所 売りさばき所 西予市宇和町上松葉420番地	売りさばき人 東宇和郡宇和町大字上松葉420番地 宇和自動車教習所 売りさばき所 東宇和郡宇和町大字上松葉420番地	平成16年 4月1日
宇和 第17 号	西予市宇和町卯之町4丁目190番地1	宇和高等学校PTA	売りさばき人 西予市宇和町卯之町4丁目190番地1 宇和高等学校PTA 売りさばき所 西予市宇和町卯之町4丁目190番地1 宇和高等学校内	売りさばき人 東宇和郡宇和町大字卯之町4丁目190番地1 宇和高等学校PTA 売りさばき所 東宇和郡宇和町大字卯之町4丁目190番地1 宇和高等学校内	平成16年 4月1日
宇和 第2 号	西予市宇和町卯之町3丁目4番地1	西予市	売りさばき人 西予市 売りさばき所 西予市野村総合支所	売りさばき人 東宇和郡野村町 売りさばき所 同町役場	平成16年 4月1日
宇和 第10 号	西予市野村町野村12号635番地	野村地区食品衛生協会	売りさばき人 西予市野村町野村12号635番地 野村地区食品衛生協会 売りさばき所 西予市野村町野村12号635番地	売りさばき人 東宇和郡野村町大字野村12号635番地 野村地区食品衛生協会 売りさばき所 東宇和郡野村町大字野村12号635番地	平成16年 4月1日
宇和 第12 号	西予市野村町野村12の153	野村交通安全協会	売りさばき人 西予市野村町野村12の153 野村交通安全協会 売りさばき所 西予市野村町野村12の153 野村警察署内	売りさばき人 東宇和郡野村町大字野村12の153 野村交通安全協会 売りさばき所 東宇和郡野村町大字野村12の153 野村警察署内	平成16年 4月1日
宇和 第14 号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 西予市野村町野村12号516番地 伊予銀行野村支店	売りさばき所 東宇和郡野村町大字野村字中屋敷12号516番地 伊予銀行野村支店	平成16年 4月1日
野村 第1 号	西予市野村町阿下6号503番地	山口俊一	売りさばき人 西予市野村町阿下6号503番地 山口俊一 売りさばき所 西予市野村町阿下6号503番地	売りさばき人 東宇和郡野村町大字阿下6号503番地 山口俊一 売りさばき所 東宇和郡野村町大字阿下6号503番地	平成16年 4月1日
城川 第1 号	西予市宇和町卯之町3丁目435番地2	東宇和農業協同組合	売りさばき人 西予市宇和町卯之町3丁目435番地2 東宇和農業協同組合 売りさばき所 西予市城川町下相945番地 東宇和農業協同組合城川支所	売りさばき人 東宇和郡宇和町大字卯之町3丁目435番地2 東宇和農業協同組合 売りさばき所 東宇和郡城川町大字下相945番地 東宇和農業協同組合城川支所	平成16年 4月1日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年6月17日	NPO法人 グループホーム大西	阿曾沼 温良	愛媛県今治市北日吉町二丁目4番23号	この法人は、高齢者に対して、介護サービスに関する事業を行うとともに、痴呆症・介護に関する情報を提供し、介護教育活動・まちづくり事業・地球環境保全事業等を通じて地域社会と交流を図る事で、互いに助け合い、個人が尊厳を持ちつつ心豊かにすごせる社会の醸成に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年6月17日	特定非営利活動法人 環境計画愛媛	渡 部 福 男	愛媛県松山市北梅本町甲8番地1	この法人は、不特定多数の人々を対象として快適で安全な環境を実現するために情報の収集と発信、関連技術の向上と普及を図り産業の発展と公共の福祉に寄与することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

堀江病院医療労働協議会執行委員長山本真一から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成16年6月17日あったので公表する。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 目的 平成16年度一時金
- 2 日時 平成16年6月28日正午より問題が完全解決に至るまで
- 3 場所 医療法人佑心会堀江病院（松山市福角町甲1582番地）における同組合員が従事する全職場
- 4 概要 上記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成16年6月8日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年6月25日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事
- 3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目		面 積			受 付 年 月 日 受 付 番 号		種 類		
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しよう とする土地の実測(㎡)					
収 用	愛媛県 松山市 久谷町	乙478 番 2	山林	山林	161	不 明	522.72	愛媛県伊予郡砥部町高尾田122 番地 村上 星通	昭和61年 10月18日 第6626号	地役権	香川県高松市丸の内2番5号 四国電力株式会社 代表取締役 大西 淳
使 用	愛媛県 松山市 久谷町	乙478 番 2	山林	山林	161	不 明	291.46 10.55				

○**裁決手続開始の決定の公告**

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第45条の 2 の規定により、平成16年 6 月 8 日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年 6 月25日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆 三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目		面 積			受 付 年 月 日 受 付 番 号		種 類		
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しよう とする土地の実測(㎡)					
収 用	愛媛県 松山市 久谷町	不明た だし、 乙478 番 2 又は 乙479 番 2	山林	山林	161 又は 340	不 明	2.07	不明ただし、 愛媛県伊予郡砥部町高尾田122番 地 村上 星通 又は 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番 39号 第70杉フラット507号 持分10分の5 平松 久則	昭和61年10月18日 ・第6626号 又は 平成1年1月30日 ・第626号	地役権	香川県高松市丸の内2番5号 四国電力株式会社 代表取締役 大西 淳
							0.06				
使 用	愛媛県 松山市 久谷町	不明た だし、 乙478 番 2 又は 乙479 番 2	山林	山林	161 又は 340	不 明	0.63	愛媛県松山市衣山二丁目8番18号 夕ガミコーポ302号 持分10分の4 上田 栄子 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番 39号 第70杉フラット507号 持分10分の1 片岡 正男	昭和61年10月18日 ・第6626号 又は 平成1年1月30日 ・第626号	地役権	香川県高松市丸の内2番5号 四国電力株式会社 代表取締役 大西 淳

○**裁決手続開始の決定の公告**

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第45条の 2 の規定により、平成16年 6 月 8 日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年 6 月25日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆 三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目		面 積			受 付 年 月 日 受 付 番 号		種 類		
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しよう とする土地の実測(㎡)					
収 用	愛媛県 松山市 久谷町	乙479 番 2	山林	山林	340	不 明	0.11	愛媛県松山市朝生田町一丁目14番 39号 第70杉フラット507号 持分10分の5 平松 久則			

使 用	愛媛県 松山市 久谷町	乙479 番 2	山林	山林	340	不 明	0.03	愛媛県松山市衣山二丁目 8番18号 タガミコーポ302号 持分10分の4 上田 栄子 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番 39号 第70杉フラット507号 持分10分の1 片岡 正男	平成 1年 1月30日 第626号	地役権	香川県高松市丸の内 2番 5号 四国電力株式会社 代表取締役 大西 淳
							0.10				

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第45条の 2 の規定により、平成16年 6月 8日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年 6月25日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆 三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (m <sup>2</sup> )	実 測 (m <sup>2</sup> )	使用しようとする土地の実測(m <sup>2</sup> )				
愛媛県松山市久谷町	不明ただし、乙478番2 又は乙477番	山林	山林	161 又は 198	不 明	17.02	不明ただし、愛媛県伊予郡砥部町高尾田122番地 村上 星通 又は 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 持分10分の5 平松 久則 愛媛県松山市衣山二丁目 8番18号 タガミコーポ302号 持分10分の4 上田 栄子 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 持分10分の1 片岡 正男	昭和61年 10月18日 ・第6626号 又は 平成 1年 1月30日 ・第626号	地役権	香川県高松市丸の内 2番 5号 四国電力株式会社 代表取締役 大西 淳

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第45条の 2 の規定により、平成16年 6月 8日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年 6月25日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆 三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (m <sup>2</sup> )	実 測 (m <sup>2</sup> )	使用しようとする土地の実測(m <sup>2</sup> )				
愛媛県松山市久谷町	乙477番	山林	山林	198	不 明	204.03	愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 持分10分の5 平松 久則 愛媛県松山市衣山二丁目 8番18号 タガミコーポ302号 持分10分の4 上田 栄子 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 持分10分の1 片岡 正男	平成 1年 1月30日 第626号	地役権	香川県高松市丸の内 2番 5号 四国電力株式会社 代表取締役 大西 淳
						398.60				

○**裁決手続開始の決定の公告**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成16年6月8日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年6月25日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う付帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目		面 積			収用及び使用しようとする土地の実測 <sup>(㎡)</sup>		受付年月日 受付番号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	積					
収 用	愛媛県松山市久谷町 甲2958番	畑	山林	241	不 明		61.17	愛媛県伊予郡砥部町北川毛555番地 中田 宏明	昭和61年10月18日 第6627号	地役権	香川県高松市丸の内2番5号 四国電力株式会社 代表取締役 大西 淳
							133.54				
							168.08				
							124.57				
使 用	愛媛県松山市久谷町 甲2958番	畑	山林	241	不 明		130.47	昭和61年10月18日 第6627号	地役権	香川県高松市丸の内2番5号 四国電力株式会社 代表取締役 大西 淳	
							106.54				
							17.58				
							5.74				

○**裁決手続開始の決定の公告**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成16年6月8日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年6月25日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う付帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目		面 積			収用及び使用しようとする土地の実測 <sup>(㎡)</sup>		受付年月日 受付番号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	積					
収 用	愛媛県松山市久谷町	不明ただし、乙479番2又は甲2958番	山林又は畑	山林	340又は241	不 明	319.75	不明ただし、愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 持分10分の5 平松 久則 愛媛県松山市衣山二丁目8番18号 タガミコーポ302号 持分10分の4 上田 栄子 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 持分10分の1 片岡 正男 又は 愛媛県伊予郡砥部町北川毛555番地 中田 宏明	昭和61年10月18日・第6626号 又は 平成1年1月30日・第626号	地役権	香川県高松市丸の内2番5号 四国電力株式会社 代表取締役 大西 淳
							0.34				
使 用	愛媛県松山市久谷町	不明ただし、乙479番2又は甲2958番	山林又は畑	山林	340又は241	不 明	12.00				

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成16年6月8日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年6月25日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目		面 積		収用及び使用しようとする土地の実測 <sup>(㎡)</sup>	受 付 年 月 日		種 類		
	乙	公 簿	現 況	(㎡)	(㎡)			受 付 番 号			
収 用	愛媛県 松山市 久谷町	乙479 番1	山林	山林	26	980.79	189.26	愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 持分10分の5 平松 久則	平成1年1月30日 第626号	地役権	香川県高松市丸の内2番5号 四国電力株式会社 代表取締役 大西 淳
							158.46				
使 用	愛媛県 松山市 久谷町	乙479 番1	山林	山林	26	980.79	111.82	愛媛県松山市衣山二丁目8番18号 タガミコーポ302号 持分10分の4 上田 栄子 愛媛県松山市朝生田町一丁目14番39号 第70杉フラット507号 持分10分の1 片岡 正男	平成1年1月30日 第626号	地役権	香川県高松市丸の内2番5号 四国電力株式会社 代表取締役 大西 淳
							23.37				
							76.05				
							41.47				